

地域復興支援融資＜みやしん絆＞商品概要説明書

2024 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	地域復興支援融資「みやしん絆」
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている法人・個人事業者のお客さま - 当金庫の営業区域内で同一事業を1年以上営んでいる方 - 当金庫の会員、または会員資格がある方 - 当金庫所定の基準に該当する方
3. 資金使途	- 運転資金(旧債返済は除く、ただし、他行借換資金は可) - 設備資金
4. ご融資金額	- 法人 …… 1,000 万円以内 - 個人事業者 …… 500 万円以内
5. ご利用期間	- 手形貸付 1 年以内 - 証書貸付 7 年以内(据置期間は1年以内。)
6. ご融資利率	変動金利 お借入後の利率は当金庫所定の基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。見直し時期は毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日(休日の場合は翌営業日)を基準日として年4回行います。見直し後の新利率は毎年2月、5月、8月および11月の約定返済日の翌日から適用いたします。ただし、期間1年以内については、固定金利扱いとなります。
7. ご返済方法	- 手形貸付 …… 一括払い - 証書貸付 …… 元金均等払い、または元利均等払い
8. 保証人	- 法人 …… 原則として、法人代表者の方 - 個人事業者 …… 不要
9. 担保	原則不要
10. 手数料	融資案件1件につき、110円をお支払いいただきます。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 - 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申

	し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。